

別表第1（第3条関係）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 本市の住民である者</p> <p>イ 熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>(イ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体</p> <p>(ウ) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p> <p>(エ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人</p> <p>(オ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>ウ ア又はイに掲げる者に貸与するために電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を購入したリース事業者</p> <p>(2) 電気自動車等に係る自動車検査証において所有者（電気自動車等が所有権留保付クレジットにより購入された場合は、使用者）として記載されていること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと（補助対象者がリース事業者である場合は、リース事業者、借受人の双方）。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること（補助対象者がリース事業者である場合は、リース事業者、借受人の双方）。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った電気自動車等（経済産業大臣が定めた「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業者が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としている車両に限る。以下「補助対象車両」という。）の購入（所有権留保付クレジットによる購入を含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 別に定める期間内において初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 補助対象車両の自動車検査証における使用の本拠の位置が熊本市内であること。</p>
補助額	1台につき10万円
補助金の交付申込時の添付書類	<p>交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第4号の証明書の添付がある場合は、第5号の住民票の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 補助対象車両の購入に係る契約書等（補助対象車両の車名及び購入経費の内訳が確認できるものに限る。）の写し</p>

	<p>(2) 補助対象車両に係る自動車検査証の写し</p> <p>(3) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者が補助対象車両に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し</p> <p>(4) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの。リース事業者からの申込みの場合は、リース事業者、借受人双方のもので、リース事業者がその申込みのために本市に提出するためのものとして、当該補助対象車両の借受人から提供を受けた証明書を提出すること。） ※写し可</p> <p>(5) 住民票（個人及び個人事業主からの申込みの場合。発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。リースのための補助対象車両の購入に係る補助金の申込みの場合は、リース事業者がその申込みのために本市に提出するためのものとして、当該補助対象車両の借受人から提供を受けた住民票を提出すること。）※写し可</p> <p>(6) 補助対象者（補助対象者がリース事業者である場合は、借受人を含む。）が法人である場合は、役員名簿兼誓約書（様式第21号）</p> <p>(7) 補助対象者（補助対象者がリース事業者である場合は、借受人を含む。）が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行から3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し</p> <p>(8) 補助対象者（補助対象者がリース事業者である場合は、借受人を含む。）が中小企業団体、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の場合は、各法律に基づいて設立されたことを証する書類の写し</p> <p>(9) 補助対象者（補助対象者がリース事業者である場合は、借受人を含む。）が個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書Bの写し</p> <p>(10) 補助対象者（補助対象者がリース事業者である場合は、借受人を含む。）が中小企業者の場合は、事業概要（業種、従業員数等）が記載されている書類</p> <p>(11) リース事業者の場合は、リース契約書の写し及びリース料金の算定根拠明細書</p> <p>(12) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>その他の交付要件</p>	<p>(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。</p> <p>(2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日に到達した申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。</p> <p>(3) 補助対象者（ただし、次号に該当する場合を除く。）のうち個人（個人事業主を除く。次号において同じ。）の申込みについては、1人につき1台に限りすることができることとする。</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の申込みをすることができないこととする。</p>

ア 過去にこの補助金の交付を受けて補助対象車両を購入したことがある個人であって、当該補助対象車両に係る法定耐用年数の期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）

イ 過去にこの補助金の交付を受けて購入された補助対象車両をリースにより借り受けている個人であって、当該補助対象車両に係る法定耐用年数の期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）

ウ ア又はイに掲げる者に対して貸し付けるために補助対象車両を購入する場合におけるリース事業者

(5) リース事業者が補助金の交付を受けようとする場合は、交付される補助金をリース料金の減額に反映しなければならない。